

第3号議案

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成25年12月25日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

1 提案の趣旨

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正に伴い、同条例に準拠して定められている広島県教育委員会所管の公舎の使用料及び財産の貸付料に係る延滞料の取扱いを定めるため、広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する。

2 提案する教育委員会規則改正の内容

公舎の使用料及び財産の貸付料に係る延滞料の端数計算基準を引き上げる改正を行うとともに、延滞料の割合引下げについて附則に追加する。

3 施行期日

平成26年1月1日

4 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第14条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

5 参照規定

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例

第二条 分担金等を納期限までに納付しない場合は、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額は、分担金等の納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、その未納金額につき年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合で計算した金額に相当する額とする。

第三条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金等の未納金額に千円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、

年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

広島県教育委員会規則第七号

広島県教育委員会公金管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月二十六日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県教育委員会公金管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会公金管理規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会公金管理規則(昭和二十九年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第一項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・一二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・一二五パーセントの割合を加算した割合とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公有財産管理規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第一項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・一二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・一二五パーセントの割合を加算した割合とする。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

1 この教育委員会規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の広島県教育委員会公舎管理規則（以下「新公舎管理規則」という。）第九条第二項及び第一条の規定による改正後の広島県教育委員会公有財産管理規則（以下「新公有財産管理規則」という。）第四十二条第一項の規定は、平成二十六年一月一日以後に納入の通知をした延滞料について適用し、同日前に納入の通知をした延滞料については、なお従前の例による。
- 3 新公舎管理規則附則第四項及び第五項並びに新公有財産管理規則附則第三項及び第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞料について適用し、同日前の期間に対応する延滞料については、なお従前の例による。

広島県教育委員会公舎管理規則（昭和三十九年広島県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

現行

(延滞料)

第九条 使用者は、正当な理由なく使用料の納付を延滞したときは、納期日の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、その延滞額につき年十四・五パーセントの割合で算定した額を延滞料として納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を算定する場合において、その額に百円未満の端数が生じるとき、又はその全額が千円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(延滞料)

第九条 使用者は、正当な理由なく使用料の納付を延滞したときは、納期日の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、その延滞額につき年十四・五パーセントの割合で算定した額を延滞料として納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を算定する場合において、その額に百円未満の端数が生じるとき、又はその全額が五百円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

2・3 (略)

4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかるわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

2・3 (略)

5 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一百未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正案

現行

(延滞料)

第四十二条 借受人が貸付料を納付期日までに納付しなかつたときは、課の長は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十四・五パーセントの割合で計算した金額の延滞料を徴収しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を計算する場合において、その額に百円未満の端数が生じるとき、又はその全額が千円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

2 (略)

3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(延滞料)

第四十二条 借受人が貸付料を納付期日までに納付しなかつたときは、課の長は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十四・五パーセントの割合で計算した金額の延滞料を徴収しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を計算する場合において、その額に百円未満の端数が生じるとき、又はその全額が五百円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

2 (略)